

電子メールによる申請書の提出について

申請手続きに係る押印の廃止等により、電子メールによる申請書の提出が可能となりました。河川法第23条・24条・26条・55条等に係る申請については下記のメールアドレスより提出が可能となります。

常陸河川国道事務所 占用調整課 ktr-ks-hitachi-sench@mlit.go.jp

- ・従前の紙による提出も可能です。
- ・メールに申請担当者のご連絡先を記載してください。
- ・添付ファイルが 20MB 以上の受信はできませんので、メールを分割するなどにより送信してください。

この件に関する問い合わせについては下記の電話番号におかけください。

常陸河川国道事務所 占用調整課 029-215-9143 (直通)